

令和9年7月31日

富山県知事

新田八朗 殿

募集終了後、原状回復事業が終了するまでの間、毎会計年度終了後、4月以内に報告してください。

所在地 富山県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

法人名 宗教法人〇〇〇〇

代表者 田中 一郎

能登半島地震復旧寄附金実績報告書(募集終了後事業報告)

能登半島地震により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金(令和6年5月27日財務省告示第144号)につき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行った原状回復事業の実績を別紙資料のとおり報告します。